

第 1 4 5 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日 午後 2 時 0 0 分 ~
場 所	群馬県庁 7 階審議会室

第145回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成19年12月25日 午後2時00分～
- 2 場 所 群馬県庁7階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 長谷川浩子 今井貴子 原田寛明 田口佐知雄
北橋建治(代理 江幡禎則) 安原敬裕(代理 星野朗)
荒木喜一郎(代理 久保浩昭) 渡部節男(代理 小竹稔)
折田康徳(代理 櫻井忠信)
針ヶ谷照夫
原富夫 腰塚誠 塚越紀一 松本耕司 織田沢俊幸 関口茂樹
宮田和夫 高橋正
- 4 欠席委員 藤生洋子 藤田昌宏 松浦幸雄
- 5 事務局幹事出席者
(都市計画課)重田課長 宮崎次長 北爪次長
(下水環境課)佐藤次長
(建築住宅課)田部井次長
- 6 補助説明者等
太田市建築指導課
- 7 議案
第1号議案 富岡都市計画道路(3・4・2号西富岡内匠線)の変更について
第2号議案 藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第3号議案 高崎都市計画区域、群馬都市計画区域及び新町都市計画区域の変更について
第4号議案 高崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
第5号議案 高崎都市計画区域区分の変更について
第6号議案 高崎都市計画道路の変更について
第7号議案 高崎都市計画公園の変更について
第8号議案 高崎都市計画土地区画整理事業の変更について
第9号議案 伊勢崎都市計画区域及び境都市計画区域の変更について
第10号議案 伊勢崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
第11号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更について
第12号議案 伊勢崎都市計画道路の変更について
第13号議案 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道の変更について
第14号議案 伊勢崎都市計画土地区画整理事業の変更について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第145回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

大変お待たせいたしました。ただいまから第145回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は群馬県都市計画課長の重田と申します。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日出席をお願いいたしました委員の皆様は22名でございますが、現在19名の委員の方が出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条1項の規定による定足数、2分の1以上でございますが、それに達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、高橋会長からごあいさつをお願いいたします。

(会長)

本日は第145回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には年末のお忙しい中をお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の議題はお手元の資料のとおり、「富岡都市計画道路の変更について」ほか13議案でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(会長)

次に、議事録署名人を2人指名させて頂きまして、ご了承をお願いいたします。

長谷川委員、田口委員をお願いいたします。

(議長)

これより議事に入ります。なお、議事の進め方でございますが、第1号議案及び第2号議案は単独上程、第3号議案から第8号議案及び第9号議案から第14号議案については、それぞれ一括上程としたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、議案の説明は幹事からいたしますが、必要に応じて関係市町村から補足説明をさせて頂きまして、ご了承願います。

次に、議案の審議に入ります前に本日の審議会を公開とするか否かについてご検討をお願いしたいと思います。事務局から説明を求めます。

(事務局)

はい。本日上程のいずれの議案につきましても、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたしました。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させて頂きます。

(議長)

よろしゅうございますか。

それでは、事務局の説明のとおり、本日の議案については、いずれも公開とし、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声。)

(議長)

ありがとうございます。

それでは、本日のいずれの議案についても傍聴を認めることといたします。
事務局は傍聴者を入場させてください。

(「報道関係者入場」)

(議長)

それでは、事務局から傍聴者についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が1名となっております。

(議長)

それでは、傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局からお配りをいたしました傍聴要領をよく読んで遵守してください。傍聴要領に反する行為をされた場合には、退場して頂きます。

報道の方につきましては、ただいまより写真の撮影を許可します。

第1号議案「富岡都市計画道路(3・4・2号西富岡内匠線)の変更について」

(議長)

ただいまから議案の審議を行います。

それでは、第1号議案「富岡都市計画道路(3・4・2号西富岡内匠線)の変更について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第1号議案の富岡都市計画道路(3・4・2号西富岡内匠線)の変更についてご説明いたします。

議案書は1ページから2ページになります。また、A3の議案添付図面は3枚目の「図-1総括図」から、次の「図-2計画図」、「図-3標準横断図」でございます。

前面に総括図を写しておりますのでご覧下さい。東西に国道254号バイパス及び国道254号が走っております。ここが世界遺産暫定リストに登載された富岡製糸場になります。

今回、ご審議をお願いする西富岡内匠線ですが、国道254号バイパスを起点として上信越自動車道富岡ICを経て、主要地方道の富岡神流線に至る延長3,280mの都市計画道路で、昭和44年に都市計画決定しております。また、その東側の富岡内匠線と北側の254号バイパスとが一体となって富岡市の環状線を構成しております。

このうち、国道254号バイパスと富岡内匠線、それと今回変更する西富岡内匠線のうち、旧道の国道254号以南については既に整備済みとなっており、環状線を構成する区間のうち、旧道の国道254号から国道254号バイパスの800m区間のみが未整備となっております。

今回変更するのはこの未整備区間の800mの区間を対象としています。前面に計画図を写しております。総括図を回転させておりますが、北側が右側です。変更区間が赤線部分で、右が国道254号バイパス、左が現道の国道254号、真ん中の緑の点線が上信電鉄です。

変更点は前面に赤書きで示しております。

一点目は道路構造令の改正により、自転車歩行者道の有効幅員を植樹帯巾1mを考慮した上で4mとして、全体幅員を17mに変更します。

二点目ですが、この後ご説明いたしますが、上信電鉄との交差構造を立体交差から平面交差に変更するものです。

これが、変更後の一般部の標準横断図となります。

変更理由は議案書の2ページに載せてございますが、補足して説明させていただきます。

まず、当該道路の特性ですが、現状、道路として市街地の骨格をなす幹線道路であると共に、上信越自動車道富岡ICへのアクセス機能を持つ道路です。また、既存の道路との交通分担により、通過交通の市街地への流入を低減し、市街地内の交通混雑や安全性の向上に寄与する道路でもあり、地域からも当該区間の早期整備の要望が寄せられております。

このように富岡市にあっては、重要な路線である一方、当初計画決定した昭和44年から社会経済情勢は大きく変化しております。その代表的なものとして、近年の少子高齢化による人口減少や社会資本整備費の削減があげられます。また、当該地域においては、鉄道輸送人員の減少や富岡製糸場の世界遺産登録に向けたまちづくり方針の転換等がございます。

これが人口問題研究所の群馬県の将来人口推計ですが、西暦2000年(平成12年)を100といたしますと、30年後の2030年(平成42年)にはその91%、183万人に減少すると予測されています。

社会資本整備費の推移ですが、これが群馬県県土整備部の事業費の推移です。平成10年をピークに減少しています。

これは、上信電鉄の乗車人員です。昭和41年には年間816万人の利用者がありましたが、平成17年には213万人と約3割になっています。そのため当時と比べ列車の運行本数も減ってきている状況です。

また、富岡市では、富岡製糸場の世界遺産登録を契機として、この地域資源を活かしたまちづくり方針を策定いたしました。この計画では製糸場を中心としてその周辺をバッファゾーンとし、町並み保存を主とした計画となっております。

次に周辺の土地利用状況ですが、線路より南側は、富岡市の市街地として住居等が多く立地している住居地域で、付近に公立病院等の施設が立地し、東西に幹線市道が走っています。

北側は、用途白地地域ですが、市立図書館や中央公民館等の公共施設が立地しています。現状では自転車・歩行者を含む南北方向の連絡は、歩道のない幅員6m程度の県道中野谷富岡線となっております。

また、計画道路と鉄道との交差を立体構造とすると南北方向への連絡は、橋梁アプローチまでの移動が必要となり、立体部の登坂に伴う身体的負担が大きくバリアフリーの観点からは不利となります。

特に上信電鉄南側については、東西方向の幹線市道が分断されることにより、市道沿線からの公立病院や図書館等の公共機関への連絡が阻害されます。

一方、県央地域や高崎方面への比較的長トリップの交通は、現在事業実施中の西毛広幹道へ通じる富岡内匠線や国道254号バイパスの利用がより多く見込まれ、今回変更する当該800m区間は、比較的トリップの短い市域内交通が高くなっておりまして、富岡市の環状線であると共に地域の生活軸としての性格も有する道路でもあります。

立体構造に比較して安全性の面からは劣りますが、沿線土地利用の課題は平面交差により、解消することができると思われれます。

変更に伴う環境影響分析等も行っておりますが、騒音、振動の点で若干平面交差が劣りますが、日照については当然のことながら、立体交差より優位となっております。

以上のような状況から、本地域における本路線の果たす役割は大きく、この区間の整備により環状道路としての機能の早期発現が図れること、このため、社会経済情勢の変化や周辺土地利用を踏まえた整備手法を考慮した結果、交差構造を見直すこととしたものでございます。

なお、変更在先立ちまして各種法令や基準との整合についても検討を行っています。

道路法第31条、同施行令第35条や鉄道に関する技術上の基準を定める省令第39条では、「鉄道との交差方式は立体交差とする。ただし、当該道路の交通量、当該鉄道の運行回数が少ない場合を除く」と、また、踏切改良促進法では、立体交差化の基準として、踏切の自動車交通遮断量が1日当たり10,000台時以上と定められております。

当該道路の将来推計交通量8,900台や列車運行本数56本/日、踏切遮断時間0.81hから、この地点においてはこの基準以下7,209台時/日であるとともに、説明会で前後の2つの踏切閉鎖についての地元合意も得られたことから平面交差とするものです。

なお、鉄道管理者である上信電鉄株式会社からは、前後2ヶ所の踏切の廃止や新設踏切を高規格踏切とすること等で合意文書を頂いております。

本都市計画(案)については、平成19年6月8日に地域への説明会を実施し、昼、夜あわせて92名の方が出席されました。また公聴会を7月27日として広報いたしました。公述の申し出はございませんでした。

縦覧ですが、9月4日から9月18日まで行い、意見書が1通提出されております。これにつきましては、お手元にA4の意見書要旨と都市計画決定権者の見解をお配りしてございます。

意見書の内容ですが、事業全体に対する意見では、「道路の新設によって、これまでより不便にならないような計画にして欲しい。」ということ、個別には既存道路への接道、警報機の音量、雨水対策、周辺環境対策に対する要望でございます。いずれも事業実施段階において、地域と十分協議の上、適切に対応したいと考えております。

以上で第1号議案の説明といたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(織田沢委員)

意見書にもあるように、道路の新設は生活しやすいように配慮する必要がある。

平成16年に開通した箇所、車道と歩道に段差があり、土地利用がしにくいところがある。車の出入りのため歩道を下げて車道との段差を解消する工事をする場合に、歩道整備の基準があって、徐々に低くするため、長い距離を工事する必要があるが、なんとか段差をとらないような工夫はできないのか。

土地を提供したのに土地利用が不便にならないようにして頂きたい。

(事務局)

これから設計等を進めていくので、現地の状況を踏まえた上で、地元の意見を聴いて検討して参りたいと思います。

(議長)

ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

よろしゅうございますか。それでは、異議なしの声がございましたので、本案につきましてはご異議ないものと認めさせて頂いて、原案どおり決定させて頂きました。

ありがとうございました。

第2号議案「藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

続きまして、第2号議案「藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それではご説明させて頂きます。私、建築住宅課の田部井と申します。よろしく申し上げます。

第2号議案「藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させて頂きます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できるようになっており、本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である太田市が本審議会に付議し、ご審議いただくものでございます。詳細な説明につきましては、太田市の補助説明者からの説明とさせていただきます。

それでは、議案の概要を説明させて頂きます。

付議書の3ページをご覧ください。付議書の写しでございます。太田市からの付議となっております。

続きまして、4ページが施設概要となっております。名称は藪塚都市計画内産業廃棄物処理施設、用途地域は指定なし、申請者住所氏名は埼玉県深谷市長在家198番地、永田紙業株式会社、代表取締役永田博太郎、同じく明成物流株式会社、代表取締役永田耕太郎、所在地は太田市大原町2237-1、2237-2、2237-3、2237-5のそれぞれ一部、太田市大久保町475-1、475-2でございます。

敷地面積は9,696.78㎡、主な施設は産業廃棄物処理施設でございます。処理能力は、廃プラスチック類破砕が一日あたり11.42t、木くず破砕が一日あたり10.28tでございます。また、建築物の延べ面積は、5,862.95㎡となっております。

本施設は、処理能力が1日あたり5トンを超える廃プラスチック類及び木くずの破砕処理施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

それでは、施設の概要につきましては、許可権者であります太田市の建築指導課田口課長からの説明とさせていただきます。

(太田市)

太田市建築指導課の田口と申します。

第2号議案についての補助説明をさせていただきます。

申請者の永田紙業株式会社は、昭和48年に設立され、古紙再生業を中心に、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬業、産業廃棄物の中間処理業、倉庫業等を行っている会社でございます。

また、明成物流株式会社は、永田紙業株式会社の関連会社でございます。平成7年に設立され、一般貨物の運送業を中心に産業廃棄物の収集運搬業を行っている会社でございます。

本申請の建築物は、永田紙業株式会社と明成物流株式会社が共同で計画しているもので、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず等の圧縮梱包処理や破碎処理、汚泥、廃油等の積み替え保管を一つの建物内で行いたいとする計画でございます。

処理品目のうち、1日あたりの処理能力が5トンを超える産業廃棄物の廃プラスチック類及び木くずの破碎処理を行う施設は、都道府県都市計画審議会の議を、また1日あたりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物の紙くずの圧縮梱包処理を行う施設は、市町村都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許可した場合に限り建築できることとなっております。従いまして、一般廃棄物の圧縮梱包処理を行うことにつきましては、太田市都市計画審議会に付議し、11月30日、原案のとおり、議決いただいております。

なお、他の処理品目につきましては、建築基準法第51条のその他の政令で定める処理施設には該当せず、特定行政庁の許可を必要としておりません。

次に添付図面の説明をさせていただきます。

スクリーン又は図-4をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は、太田市の中心部から北西へ約1.2キロ離れた旧藪塚本町に位置しています。

スクリーン又は図-5をご覧ください。申請地から300m以内の状況を示しております。図面の右方向が北でございます。赤色で示したのが、今回の申請地で、青色で示したのが周辺の工場でございます。

敷地の周囲は、農地、運送業者の倉庫、木くずの破碎処理として利用されております。住宅につきましては、黄色で示していますが、申請地から最も近い住宅は、申請敷地から約10mのところでございます。なお、後で述べますが、住宅が非常に近接しているため、生活環境保全上の対策を計画しております。

スクリーン又は図-6をご覧ください。

こちらは、敷地の状況を示したものでございます。図面の右方向が北でございます。

黄色で示してあるのが、申請建築物で、申請建築物1が廃プラスチック類及び木くずの破碎処理を行う作業所及び倉庫棟でございます。他に申請建築物2の事務所棟、申請建築物3の消火栓用ポンプ小屋がございます。

搬入、搬出車両の出入りにつきましては、図面上、上下方向の道路、幅員7mの市道藪塚本町第三286号線、右下の青い三角で示したところから出入りいたします。

スクリーン又は図-7をご覧ください。

こちらは平面図で、作業所及び倉庫棟に設置される機械の配置及び産業廃棄物、一般廃棄物の処理前、処理後の保管場所、作業動線を示したものでございます。なお、図面の右方向が北でございます。

建物の右側が永田紙業株式会社の使用区域、左側が明成物流株式会社の使用区域となっております。

小さくて分かりづらいのですが、緑色の四角で示してあるのが、破碎機でございます。

永田紙業株式会社の使用区域、明成物流株式会社の使用区域に、それぞれ1台ずつ設置されます。

スクリーン又は図-8をご覧ください。

こちらは、廃プラスチック類及び木くずの処理工程をフロー図で示したものでございます。解体工事現場等から排出されるタイル、断熱材、防音材、塩ビパイプなどの廃プラス

チップ類、壁材、柱材などの木くずが搬入されます。

搬入された廃プラスチック類や木くずは、破砕機で細かくチップ状に破砕され、一時保管された後、搬出されます。

スクリーン又は図 - 9 をご覧ください。

こちらが、廃プラスチック類の破砕処理前と後の写真でございます。

破砕処理された廃プラスチック類及び木くずは、いずれも製紙会社に燃料として売却されます。

図面の説明は以上でございます。

続いて補足説明をさせていただきます。

本計画施設は「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」第9条第1項の規定に基づく事前協議書を群馬県の環境部局に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等、おもに生活環境の保全上の見地から審査がされ、平成18年10月19日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。設置許可申請につきましては、現在申請準備中でございます。

次に、周辺的生活環境の保全対策について説明させていただきます。

排水につきましては、処理工程上発生いたしません。粉じんにつきましては、破砕機を建物内に設置するため、粉じんが周辺に飛散する恐れはないと考えられます。

騒音につきましては、破砕機の稼働による騒音が予測されます。そこで、建物の外壁の一部の遮音性能を高めるとともに、申請地に最も近い住宅に配慮し、敷地東側の境界に沿って、高さ2mから3mの遮音壁を設けるなど、騒音の抑制を図ります。

振動につきましては、破砕機と基礎の間に防振ゴムを取り付け、振動の抑制を図ります。臭気につきましては、処理工程上、廃プラスチック類や木くずから、悪臭の発生する恐れはないと考えられます。

また、周辺住民の合意でございますが、群馬県廃棄物処理施設の事前協議において取得されております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

太田市からの補足説明は以上でございます。

(事務局)

以上で、第2号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、宮田委員さん。

(宮田委員)

建物の構造についてですが、処理施設を屋内に入れるということですが、どのような構造上の配慮をしているかということと、建物は四面に壁ができているのか、一面は空いている状態になるのかということをお伺いしたいのですが。

(太田市)

はい。太田市建築指導課の恩田と申します。機械の位置は敷地境界線に沿っている部分は壁となり、外壁はALC板を、内壁には石膏ボードを使用した遮音構造としています。外壁の東面は、搬入口等で開放して使用することとなりますが、東側の敷地境界線に沿って遮音壁を設置し騒音に配慮する構造となっています。

(宮田委員)

東面を開放して使用するとすると、粉じんが周辺に飛散することにならないでしょうか。

(事務局)

破砕機の位置は、開放面から離れており、また、防火区画の壁により内部が仕切られていますので、飛散の恐れはないと考えております。

(宮田委員)

分かりました。

(議長)

ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、異議なしの声がございましたので、本案につきましてはご異議ないものと認めさせて頂いて、原案どおり決定させて頂きました。

ありがとうございました。

第3号議案 高崎都市計画区域、群馬都市計画区域及び新町都市計画区域の変更について

第4号議案 高崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第5号議案 高崎都市計画区域区分の変更について

第6号議案 高崎都市計画道路の変更について

第7号議案 高崎都市計画公園の変更について

第8号議案 高崎都市計画土地区画整理事業の変更について

(議長)

続きまして、「第3号議案高崎都市計画区域、群馬都市計画区域及び新町都市計画区域の変更について」、「第4号議案高崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、「第5号議案高崎都市計画区域区分の変更について」、「第6号議案高崎都市計画道路の変更について」、「第7号議案高崎都市計画公園の変更について」、「第8号議案高崎都市計画土地区画整理事業の変更について」を一括上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、個別の議案の説明に入る前に、第3号議案以降の概要についてふれさせていただきます。

この第3号から第8号までの6議案と、この後説明させていただきます第9号議案から第14号議案の伊勢崎都市計画の変更に係る議案については、ともに市町村合併に伴います都

市計画区域の統合やそれによる市街化区域、市街化調整区域の区域区分、道路、公園等の既決定の都市計画の名称等の変更であり、実質的な変更を伴うものではありません。

県内の市町村合併の状況ですが、お手元のA3添付図面の図-11に現在の市町村合併マップと合併後の都市計画区域の現況を載せております。合併マップについては前面にも写しておりますが、従前は県内70市町村であったものが、現在はこのように38市町村となっております。このうち、都市計画区域を持つ市町村が29市町で都市計画区域は43となっております。一つの市町に複数の都市計画区域がある状況となっております。

このようなことから、昨年10月に開催されました第140回の都市計画審議会でご報告事項としてご説明させて頂きました、「市町村合併に際した都市計画区域再編指針」に沿って、今後適宜、都市計画区域の統合を行おうとするものでございます。参考にA3添付図面の図-12に、当時説明いたしました都市計画区域の統合のスケジュール表をつけてございます。

このうち、合併した新市町の中に複数の線引き都市計画区域を有する、新高崎市と新伊勢崎市についての線引き都市計画区域を統合するものでございます。

それでは、第3号議案から第8号議案の高崎都市計画の変更に係わる議案についてご説明させて頂きます。

議案書は、第3号議案の5ページ、6ページから第8号議案の16、17ページでございます。A3の議案添付図面は図-13となりますが、同じものを前にも写してございます。

ご覧のように、新高崎市においては線引き都市計画区域が「高崎都市計画区域」、「群馬都市計画区域」、「新町都市計画区域」の3区域でございます。

第3号議案については、この3都市計画区域の統合で、統合した後は前面に写しておりますように、新たな高崎都市計画区域として面積が13,640haとなります。

なお、新高崎市の中には、非線引き都市計画区域として、旧箕郷町、旧榛名町があるわけですが、これらを含めた都市計画区域の統合は、合併に際しての新市建設計画にも明記されているとおり、合併後10年を予定しております。

第4号議案については、この統合された都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更ですが、はじめに申し上げたとおり、旧3区域のマスタープランを単純に合体させたものであり実質的な変更はございません。

参考までに、変更されたマスタープランの変更理由と概要及び基本理念をA3の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（概要書）」としてお配りさせて頂きましたので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

第5号議案は、統合された新高崎都市計画区域の区域区分、いわゆる市街化区域を3区域あわせて5,089haとするものです。なお、議案書には都市計画区域等の人口フレームが平成22年を目標年次として掲載されておりますが、現在、平成27年を目標年次として、マスタープランと区域区分の見直し作業を行っております。

第6号議案は、県決定に係わる旧群馬都市計画道路と旧新町都市計画道路を高崎都市計画道路に名称変更することや連続する路線を1つの路線として統合するものです。

第7号議案は、県決定に係わる旧群馬町の2公園を高崎都市計画公園として名称変更を行うものです。

第8号議案についても、旧群馬町の土地区画整理事業の名称を高崎都市計画土地区画整理事業と名称変更するものです。

なお、これら都市計画の変更案については、政令で定める軽易なものを除き、平成19年10月5日より19日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書等の提出はございませんでした。

以上で第3号議案から第8号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

よろしゅうございますか。

それでは、本案につきましてはご異議ないものとして、原案どおり決定いたします。

ありがとうございました。

第9号議案 伊勢崎都市計画区域及び境都市計画区域の変更について

第10号議案 伊勢崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第11号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更について

第12号議案 伊勢崎都市計画道路の変更について

第13号議案 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道の変更について

第14号議案 伊勢崎都市計画土地区画整理事業の変更について

(議長)

続きまして、「第9号議案伊勢崎都市計画区域及び境都市計画区域の変更について」、「第10号議案伊勢崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、「第11号議案伊勢崎都市計画区域区分の変更について」、「第12号議案伊勢崎都市計画道路の変更について」、「第13号議案伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道の変更について」、「第14号議案伊勢崎都市計画土地区画整理事業の変更について」を一括上程いたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

はい。続きまして、第9号議案から第14号議案についてご説明いたします。

議案書は、第9号議案の18、19ページから第14号議案の30、31ページまででございます。

ここで誠に恐縮ですが、18ページの「伊勢崎都市計画区域及び境都市計画区域の変更について」の鑑文に誤植がございましたので、机にお配りいたしましたA4の1枚紙と差し替えて頂きたいと思っております。

A3の議案添付図面は図-14となりますが、前面にも同じものを写しております。

新伊勢崎市には、線引き都市計画区域として「伊勢崎都市計画区域」「境都市計画区域」がございます。

第9号議案は、この2つの都市計画区域の統合で、統合した後の新たな伊勢崎都市計画区域は両区域をあわせて合計が9,643haとなります。

また、新伊勢崎市においても非線引きの都市計画区域が、旧赤堀町と旧東村がございますが、これも先ほどの高崎市と同様に合併協定を尊重して、全体の統合は合併後15年を目途としています。

第10号議案が、新伊勢崎都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」の変更ですが、

これも先ほどの高崎都市計画区域と同様に旧伊勢崎と旧境都市計画区域のマスタープランの単純な合体で実質的な変更はございません。参考として、変更の理由と概要及び基本理念をA3の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（概要書）」としてお配りしてございます。

第11号議案は、区域区分の変更で、統合後の市街化区域面積は3,204haとなっております。人口フレーム等の考え方については高崎と同様です。第12号議案、第13号議案、第14号議案についても、旧境都市計画として定められていた、道路、下水道、土地区画整理事業について、区域統合に伴って伊勢崎都市計画に名称変更するものです。

なお、これら都市計画の変更案については、政令で定める軽易なものを除き、平成19年10月5日より19日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書等の提出はございませんでした。

以上で第9号議案から第14号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

（議長）

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

はい。塚越委員。

（塚越委員）

都市計画区域の面積は正確にはいくつになるのですか。

（事務局）

表示の数値（議案添付図面上で9,463haとの表示）は誤りで、9,643haが正しい数値となります。

（議長）

ほかに、何かございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

（議長）

それでは、本案につきましてはご異議ないものとして原案のとおり決定いたしました。

（議長）

以上で本日の議案の審議は終了しました。委員の皆様にはご熱心な審議を頂きましてありがとうございました。

次回の第146回の審議会は平成20年2月定例県議会終了後の開催を予定しております。なお、開催日は会長に一任して頂き、後日日程を通知させていただきますので、ご了承よろしくお願い申し上げたいと思います。

これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

（閉会 15：15）